

証券コード 6195  
平成28年9月13日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号  
株 式 会 社      ホ ー プ  
代表取締役社長 時 津 孝 康

### 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年9月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
グランド・ハイアット・福岡  
2階 ザ・レッド・ローズ
3. 目的事項  
報告事項 第23期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
議 案 定款一部変更の件

以 上

---

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.zaigenkakuho.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀による景気対策を背景に、企業収益・雇用・所得環境の改善が見られたことで緩やかな回復基調をたどりましたが、消費マインドの低下により個人消費が伸び悩む状態が続きました。一方、世界的には、米国経済は堅調に推移しているものの、中国経済の減速や中東情勢の悪化などの不安定要因もあり、景気の下振れリスクが残る先行き不透明な状況が続きました。また、地方財政は、総務省発表の「地方財政の状況」（平成28年3月発表）によれば、平成26年度の歳入は102兆835億円（前年比1.0%増）、歳出は98兆5,228億円（同1.1%増）となっており、歳入の増加が歳出の増加を上回る結果となりました。これは、法人関係二税や地方消費税の増等による地方税の増加及び地方法人特別譲与税の増等による地方譲与税の増加が、前年度の国の経済対策の影響、普通建設事業費支出金の減等による国庫支出金の減少を上回ったこと等による歳入の増加に対して、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の増等による扶助費及び普通建設事業費の増加が、商工費の減等による貸付金の減少を上回ったこと等による歳出の増加が小さかったことによるものです。また、歳入のうち、当社の行う財源確保支援サービスに関連する財産収入は、6,339億円（同3.0%増）となりました。一方で、歳出のうち、自治体の広報印刷物の外注作成費に関連する需用費は、1兆7,246億円（同1.4%増）となりました。

当社を取り巻く広告業界におきましては、景気が足踏み状態であったものの、前年実績を上回る結果となりました。経済産業省発表の「特定サービス産業動態統計調査」（平成28年3月発表）によれば、平成27年の我が国における広告業の売上高は5兆9,239億円（同2.7%増）となっており、6年連続の増加となっております。これは、ミラノ万博、企業業績の大幅な伸長、所得増への期待があったものの、前年の消費増税前の駆け込み需要やソチオリンピック2014、2014FIFAワールドカップブラジル大会開催に伴う反動減、海外経済の景気減速や個人消費の伸び悩みなどにより成長が緩やかとなったためです。業務種類別では、「交通広告」（同0.6%増）、「海外広告」（同0.6%増）、「SP・PR・催事企画」（同6.5%増）、「インターネット広告」（同14.3%増）、「その他」（同7.9%増）が増加した一方、「4媒体広告（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）」（同3.0%減）、「屋外広告」（同1.4%減）、「折込み・ダイレクトメール」（同1.7%減）が減少しております。

このような環境の中で、当社は、企業理念たる「自治体を通じて人々に新たな価値を提供」すべく、ターゲットである自治体の媒体における広告市場（自治体広告市場）においてマーケット・シェアを高めるための施策として、引き続き全国的に財源確保支援サービスの展開を図り、その網羅性を高めてまいりました。特に、自治体の配布する冊子を当社にて作成し、寄贈するMC（メディアクリエーション）サービスの展開を拡大いたしました。

この結果、売上高は1,592,336千円と前期に比べ450,076千円（39.4%増）の増収となり、営業利益は145,345千円と前期に比べ89,257千円（159.1%増）の増益、経常利益は146,730千円と前期に比べ75,471千円（105.9%増）の増益、当期純利益は92,370千円と前期に比べ44,784千円（94.1%増）の増益となりました。

なお、当社はPPS（Public Private Sharing）事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (2) 資金調達の状況

当社は、平成28年6月15日における東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-B o a r dへの株式上場にあたり実施した公募増資（払込期日 平成28年6月14日）及びオーバーアロットメントによる当社株式の売り出しに関連した第三者割当増資（払込期日 平成28年6月29日）により、総額で193,457千円の資金調達を行いました。

そのほか、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により40,300千円の資金調達を行いました。

## (3) 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                       | 第 20 期<br>(平成25年 9 月期) | 第 21 期<br>(平成26年 6 月期) | 第 22 期<br>(平成27年 6 月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年 6 月期) |
|---|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                | 695,253                | 635,920                | 1,142,260              | 1,592,336                         |
| 経常利益又は経常損失 (△)<br>(千円)                    | 4,261                  | △30,559                | 71,258                 | 146,730                           |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)<br>(千円)                  | △2,725                 | △34,630                | 47,585                 | 92,370                            |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失 (△)<br>(円) | △2,846.25              | △29,398.04             | 40,395.22              | 77.24                             |
| 総 資 産 (千円)                                | 707,614                | 850,244                | 1,231,279              | 1,593,714                         |
| 純 資 産 (千円)                                | 211,219                | 176,907                | 224,630                | 549,456                           |
| 1株当たり純資産額 (円)                             | 45,305.18              | 15,915.42              | 56,427.67              | 395.15                            |

(注) 1. 当社は、平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第23期(当事業年度)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を計算しております。なお、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合、1株当たり指標の推移を参考までに掲げますと、以下のとおりとなります。

| 区 分                                       | 第 20 期<br>(平成25年 9 月期) | 第 21 期<br>(平成26年 6 月期) | 第 22 期<br>(平成27年 6 月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年 6 月期) |
|---|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失 (△)<br>(円) | △2.85                  | △29.40                 | 40.40                  | 77.24                             |
| 1株当たり純資産額 (円)                             | 45.31                  | 15.92                  | 56.43                  | 395.15                            |

2. 各事業年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第20期……………当期純利益が赤字となっておりますが、これは、マーケット・シェアの拡大のため、平成25年度に係る入札価額が増大した影響によるものであります。

第21期……………経常利益及び当期純利益が著しく落ち込んでおりますが、これは、平成25年度に係る入札価額の増大が引続き影響したことと、翌事業年度以降における継続的な事業の展開のための先行投資として、人員の確保を進めたことによる販売費及び一般管理費の増加によるものであります。なお、第21期は決算日を9月30日から6月30日に変更したことにより9か月間の変則決算となっております。

第22期……………人員増加とともに、事業規模が順調に拡大し、売上高が大きく増加したことになるものであります。

当事業年度…既述の「(1)事業の経過及びその成果」をご参照ください。

## (5) 対処すべき課題

財源確保支援サービスにおいては、平成28年6月末現在340自治体との契約を獲得しています。しかしながら、自治体の総数が1,963（都道府県、市町村、東京都の特別区部、政令指定都市の行政区の合計数（平成28年6月末現在））に及ぶ中で、17.3%程度にとどまっており、今後はシェアの拡大を加速化させることが課題であると考えております。また、近年においては直面する人口減少などの構造的な課題に対処するため、「まち・ひと・しごと創生本部」の創設や新たな助成金の交付など、国も地方創生と銘打って自治体の活性化支援を今まで以上に強力に行う姿勢を見せており、自治体においても地域特性を活かした主体的な取組みが活発化しています。こうした環境は、当社においても収益源を獲得するビジネスチャンスと認識しております。既存事業にかかるシェア拡大の加速化、新事業の開発等を成し遂げるためには、以下の課題への対処が必要であると考えております。

### ① DS（デッドスペース）サービスの拡大と収益性向上

実際に遊休スペースをメディアに見立て広告事業の実施を行っている自治体は約7割に及んでおり、普及という点ではかなりの進捗があります。しかしながら、その大半はHPバナーと広報紙を媒体としたものとどまっており、今後さらに同市場が拡大するためには媒体種別の多様化や収益性向上による広告事業のさらなる導入拡大が重要になると考えています。

これを実現するために、現在IT技術を取り入れることで、たとえ小さな遊休スペースであってもニーズがあれば即時に媒体化できるサービスの仕組みづくり（自治体広告のマッチングプラットフォーム（注）の開発）に着手しており、収益性向上による小規模自治体への広告事業の導入拡大を図っております。これを含めまだ広告事業の実施が定着していない潜在的な遊休スペースの開発が必要であると考えており、こうした未開拓の遊休スペースを早期に発掘し、広告枠として活用していくことが課題であると考えております。

（注） 継続的に更新される商材データベースを元に受注を自動化するシステム。

### ② MCサービスの媒体の拡大と制作体制の強化

現在当社のMCサービスにおける主力メディア・コンテンツは「子育て情報冊子」ですが、これは従来からある母子健康手帳だけでは、昨今起こっている乳児家庭の孤立化、乳児の健全な育成環境の確保という問題に対処しきれないため、厚生労働省が実施する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」という政策推進を背景に、自治体への提案を経てリデザインされたメディア・コンテンツです。これ以外にも、国が進めている政策に関連して、防災に関するもの、空き家対策に関するもの、介護に関するもの、予防医療の推進に関するものなどがあり、今後MCサービスは一層広告媒体の拡

大という多様性への対応が必要であると考えております。

当社においては、このようなニーズに対応可能な制作体制の確保が課題であると同時に、自治体の予算執行の観点から同時期に作業が集中する傾向が強いため、これに柔軟に対応できる体制へ制作体制を強化することが課題であると考えております。

#### ③ 情報プラットフォームの双方向性確保

当社の情報プラットフォームサービスは地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービスを基本とし、ユーザー目線で再編集することで、自治体コンテンツの横断的な検索・閲覧が可能となっています。しかしながら、情報発信と整理のみにとどまっている現状は地域住民と自治体とのコミュニケーションの確保という点では一方通行の状態ではしかありません。今後、この情報プラットフォームを通じて、地域住民が具体的なアクションを同一画面上で可能とするソリューションプラットフォーム（双方向プラットフォーム）に進化させることが、同サービスの課題であると考えております。

#### ④ 新規事業への挑戦

P P S 事業は行政政策の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が今後独自の成長を果すためには、P P S 事業のリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

#### ⑤ 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社が持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社の企業理念に意志の合致した人材の採用を進めるとともに、モチベーションの向上につながる教育制度の構築に積極的に取り組んでまいります。

#### ⑥ 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

## (6) 主要な事業内容

当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、「財政難に苦しむ地方自治体向けに新たな自主財源確保を」を合言葉に、自治体の自主財源確保を支援するPPS事業を行っております。なお、PPSとは、自治体が有する公共資産等を民間と共有することで、自治体には自主財源の確保を、民間には事業活動や販売促進活動の機会を提供するという両者双繁栄のサービスを行うことを意味しております。当社はPPS事業の単一セグメントではありますが、PPS事業を、その事業モデルに応じて「財源確保支援サービス」、「営業活動支援サービス」及び「情報プラットフォームサービス」の3つのサービスに区分しております。

PPS事業における各サービスの具体的な内容は次のとおりであります。

### ① 財源確保支援サービス

財源確保支援サービスでは、自治体が有するホームページや広報紙等の広告枠を仕入れ、民間企業に販売するDSサービス、及び自治体が住民向けに発行する子育て情報冊子等のデザイン・制作業務を当社が行い、自治体に寄贈するMCサービスを行っております。なお、財源確保支援サービスは現在当社の主たるサービスであり、売上高の大半を占めております。

#### i. DSサービス

DSサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の遊休スペースの有効活用を支援するという特徴があります。同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

#### ii. MCサービス

MCサービスは、住民向けに自治体が発行する子育て情報冊子等について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子等を自治体に寄贈するサービスであります。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となる他、デザイン性の高い情報冊子等の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやター

ゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

## ② 営業活動支援サービス

営業活動支援サービスでは、財源確保支援サービスでの自治体との取引実績・ノウハウ等を活用して、事業会社（委託者）の商品・サービスについて自治体への営業・提案の代行を行う「営業代行サービス」、及び自治体に対し商品やサービスのニーズ等に関する調査を行う「マーケティングリサーチサービス」を行っております。

## ③ 情報プラットフォームサービス

情報プラットフォームサービスは、自治体が発行する広報紙を含め様々な紙媒体の情報メディアを発行自治体との協定に基づき電子メディア化しスマートフォン対応アプリ「i 広報紙」に掲載するサービス、及び発信情報を住民目線で再編集し、同アプリで閲覧できるサービス（地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービス（注））を行っております。なお、キュレーションサービスは「子ども（子育て）」「イベント」「福祉（介護）」「仕事」といったテーマごとの切り口で自治体情報を横断的に閲覧できるサービスです。現在、自治体による広報紙等の掲載、ユーザーによるダウンロードや情報の閲覧といったサービスは無料で提供しており、アプリ内に掲示される広告により収入を得ております。平成28年6月現在、400の自治体がi 広報紙を導入しており、DL数も13万に達しております。

（注）ウェブ上のコンテンツを、ある特定のテーマや切り口で読みやすくまとめ、編集・共有・公開するサービス。

## (7) 主要な事業所

| 名称   | 所在地    |
|------|--------|
| 福岡本社 | 福岡県福岡市 |

## (8) 従業員の状況

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 79 (9) 名 | 20名増      | 26.7歳 | 2.0年   |

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、（ ）書きは外書きで臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員）は最近1年間の平均雇用者数（1日8時間換算）を記載しております。

2. 当社は、PPS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先        | 借 入 金 残 高 |
|--------------|-----------|
| 株式会社佐賀銀行     | 20,295千円  |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 6,243     |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所より新規株式上場を承認され、平成28年6月15日に、当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場及び証券会員制法人福岡証券取引所Q-B o a r d市場に新規上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数 4,712,000株

(注) 平成28年2月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、平成28年3月3日付で発行可能株式総数を4,704,000株増加し、4,712,000株としております。

### (2) 発行済株式の総数 1,390,200株

- (注) 1. 平成28年2月16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式については、取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき全て消却いたしました。これにより、発行済株式の総数（普通株式）は388株増加しております。
2. 平成28年3月3日付にて実施した株式分割（1株を1,000株に分割）に伴い、発行済株式の総数は1,176,822株増加しております。
3. 平成28年4月12日付の新株予約権の行使により、発行済株式の総数は56,000株増加しております。
4. 平成28年6月14日付の公募増資により、発行済株式の総数は110,000株増加しております。
5. 平成28年6月15日付の新株予約権の行使により、発行済株式の総数は6,000株増加しております。
6. 平成28年6月28日付の第三者割当増資により、発行済株式の総数は40,200株増加しております。

### (3) 当事業年度末の株主数 1,400名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 E . T .          | 338,000株 | 24.31%  |
| 時 津 孝 康                  | 272,000  | 19.56   |
| 久 家 昌 起                  | 76,000   | 5.46    |
| 日本トラスティ・サー<br>ビス信託銀行株式会社 | 68,500   | 4.92    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券        | 56,100   | 4.03    |
| 中 村 望                    | 36,000   | 2.58    |
| 日本証券金融株式会社               | 26,200   | 1.88    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社          | 22,300   | 1.60    |
| 岸 哲 也                    | 20,000   | 1.43    |
| 岸 政 代                    | 20,000   | 1.43    |

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は平成28年3月3日付にて単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員並びに子会社の役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成26年1月14日の取締役会決議に基づき、第2回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

| 銘                                   | 柄 | 第2回新株予約権  |
|-------------------------------------|---|---|
| 発行決議の日                              |   | 平成26年1月14日  |
| 交付された者の人数<br>当社取締役（社外取締役を除く。）       |   | 2名  |
| 当社従業員                               |   | 5名  |
| 新株予約権の数                             |   | 103個  |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                 |   | 当社普通株式 103株   |
| 新株予約権の発行価額                          |   | 3,000円  |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      |   | 649,351円  |
| 新株予約権の行使期間                          |   | 平成26年10月1日～<br>平成32年12月31日  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 |   | 発行価格 652,351円<br>資本組入額 326,176円   |
| 新株予約権の主な行使の条件                       |   | ①平成26年6月期の損益計算書に平成25年9月期における第4四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）の損益計算書を合理的に加算した損益計算書又は平成27年6月期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）に記載される経常利益が50百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。<br>②権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。<br>③相続人による本新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      |   | 本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。  |

(注) 1. 当社は、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

2. 平成28年6月30日現在において交付時より新株予約権の数が減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・権利行使による減少分62個

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年6月30日現在）

| 地 位       | 氏 名                            | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況  |
|-----------|--------------------------------|--|
| 代表取締役社長   | 時 津 孝 康                        |  |
| 取 締 役     | 久 家 昌 起                        | 購買・入札部門担当  |
| 取 締 役     | 森 新 平                          | 販売部門担当   |
| 取 締 役     | 大 島 研 介                        | 管理部門担当   |
| 取 締 役     | 松 本 真 輔                        | 中村・角田・松本法律事務所パートナー<br>日本オープンエンド不動産投資法人監督役員<br>株式会社エスエルディー社外監査役<br>早稲田大学大学院法務研究科教授<br>株式会社ユーザベース社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 山 本 宣 哉                        |  |
| 監 査 役     | 河 上 康 洋                        | 河上康洋税理士事務所所長<br>合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員   |
| 監 査 役     | 徳 臣 啓 至<br>(職名：前田啓至<br>(司法書士)) | 大手門司法書士事務所代表   |

- (注) 1. 取締役松本真輔氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役山本宣哉氏、監査役河上康洋氏及び徳臣啓至氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役河上康洋氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役徳臣啓至氏は、司法書士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 平成27年9月28日開催の第22回定時株主総会において、徳臣啓至氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
  - ② 平成28年2月24日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役東明宏氏は任期満了により退任いたしました。
  - ③ 平成28年2月24日開催の臨時株主総会において、松本真輔氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、「非業務執行取締役等」という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

## (2) 役員報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員      | 報酬等の額             |
|------------------|-----------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 43,260千円<br>(600) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 4,140<br>(4,140)  |
| 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)  | 47,400<br>(4,740) |

(注) 取締役の報酬限度額は、平成27年9月28日開催の第22回定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、平成27年9月28日開催の第22回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松本真輔氏は、中村・角田・松本法律事務所パートナー、日本オープンエンド不動産投資法人監督役員、並びに株式会社エスエルディー社外監査役、早稲田大学大学院法務研究科教授、株式会社ユーザベース社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外取締役東明宏氏は、当社の株主であったグロービス4号ファンド投資事業有限責任組合及びGlobis Fund IV, L.P.を運営管理する(株)グロービス・キャピタル・パートナーズの従業員であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はございません。

社外監査役河上康洋氏は、河上康洋税理士事務所所長及び合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役徳臣啓至氏は、大手門司法書士事務所代表であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況  |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 松 本 真 輔 | 取締役就任後、当事業年度開催の取締役会全7回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                  |
| 取 締 役 | 東 明 宏   | 平成28年2月24日退任までの、当事業年度開催の取締役会全10回に出席いたしました。取締役会において、ベンチャーキャピタルの従業員として、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。       |
| 常勤監査役 | 山 本 宣 哉 | 当事業年度開催の取締役会全17回、監査役会全15回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                  |
| 監 査 役 | 河 上 康 洋 | 当事業年度開催の取締役会全17回、監査役会全15回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。         |
| 監 査 役 | 徳 臣 啓 至 | 監査役就任後、当事業年度開催の取締役会全14回、監査役会全12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に司法書士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査方針に従い、監査役監査の対象となる。また、取締役は、他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
  - ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として「コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。
  - ・当社は、取締役会規程を初めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - ・株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
  - ・プライバシーマーク及びISO27001の認証を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - ・職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置く。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。
  - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ⑦ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行う。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

## (2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保
- 取締役会については、定例取締役会を12回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスが円滑かつ効果的に実施されるよう「コンプライアンス規程」を定めており、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたしました。また、「危機管理規程」の周知を引き続き行い、リスク低減に努めております。さらに、ISO27001：2013の認証に係る更新審査を実施し、引き続き不適合がない旨の審査報告を受けました。

③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、文書の法定保存期間を守った、文書の保存・管理を行っております。

④ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

経営管理部スタッフ1名を兼任の監査役補助スタッフとして引き続き設置しており、監査役の職務を補助しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。また、社外取締役を含むその他の取締役、内部監査担当その他使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行っております。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対策規程」及びその業務マニュアル等、反社会的勢力による当社に対する民事介入暴力が発生した場合の対応を定めており、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を提供しないべく努めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|------------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資産の部)           |           | (負債の部)            |           |
| 流動資産             | 1,549,308 | 流動負債              | 1,035,502 |
| 現金及び預金           | 551,040   | 買掛金               | 778,024   |
| 売掛金              | 203,120   | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 17,782    |
| 商品及び製品           | 724,928   | 未払金               | 11,409    |
| 仕掛品              | 469       | 未払費用              | 32,978    |
| 貯蔵品              | 33        | 未払法人税等            | 41,153    |
| 前払費用             | 4,613     | 前受金               | 129,767   |
| 繰延税金資産           | 3,902     | 預り金               | 3,019     |
| その他              | 61,261    | 賞与引当金             | 2,165     |
| 貸倒引当金            | △61       | その他               | 19,202    |
| 固定資産             | 44,406    | 固定負債              | 8,756     |
| 有形固定資産           | 3,028     | 長期借入金             | 8,756     |
| 建物               | 1,443     |                   |           |
| 車両運搬具            | 426       | 負債合計              | 1,044,258 |
| 工具、器具及び備品        | 1,158     | (純資産の部)           |           |
| 無形固定資産           | 17,645    | 株主資本              | 550,432   |
| ソフトウェア           | 17,645    | 資本金               | 245,639   |
| 投資その他の資産         | 23,732    | 資本剰余金             | 199,439   |
| 投資有価証券           | 2,538     | 資本準備金             | 199,439   |
| 従業員に対する<br>長期貸付金 | 350       | 利益剰余金             | 105,353   |
| 破産更生債権等          | 5,494     | その他利益剰余金          | 105,353   |
| 繰延税金資産           | 2,428     | 繰越利益剰余金           | 105,353   |
| 敷金及び保証金          | 18,405    | 評価・換算差額等          | △1,099    |
| その他              | 9         | その他有価証券<br>評価差額金  | △1,099    |
| 貸倒引当金            | △5,494    | 新株予約権             | 123       |
| 資産合計             | 1,593,714 | 純資産合計             | 549,456   |
|                  |           | 負債・純資産合計          | 1,593,714 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 平成27年7月1日)  
(至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,592,336 |
| 売 上 原 価               |        | 1,023,610 |
| 売 上 総 利 益             |        | 568,726   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 423,380   |
| 営 業 利 益               |        | 145,345   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 53     |           |
| 受 取 配 当 金             | 22     |           |
| 違 約 金 収 入             | 4,435  |           |
| 助 成 金 収 入             | 1,000  |           |
| そ の 他                 | 381    | 5,892     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 380    |           |
| 株 式 交 付 費             | 4,126  | 4,507     |
| 経 常 利 益               |        | 146,730   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 146,730   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 54,486 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △126   | 54,360    |
| 当 期 純 利 益             |        | 92,370    |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年7月1日  
至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                  |                                      |                            |            | 評価・換算差額等  |                                      |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|--------------------------------------|----------------------------|------------|---|--------------------------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                  | 利 益 剰 余 金                            |                            | 株主資本計<br>合 | そ<br>の<br>他<br>の<br>有<br>価<br>証<br>券<br>の<br>評<br>価<br>差<br>額 | 評<br>価<br>差<br>額<br>・<br>算<br>等<br>計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資<br>余<br>合<br>計 | そ<br>の<br>他<br>の<br>剰<br>余<br>金<br>計 | 利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>計 |            |   |                                      |
| 当 期 首 残 高               | 128,667 | 82,467    | 82,467           | 12,982                               | 12,982                     | 224,117    | 203   | 203                                  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                  |                                      |                            |            |   |                                      |
| 新 株 の 発 行               | 96,728  | 96,728    | 96,728           |                                      |                            | 193,457    |   |                                      |
| 新株の発行(新株予<br>約権の行使)     | 20,243  | 20,243    | 20,243           |                                      |                            | 40,486     |   |                                      |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                  | 92,370                               | 92,370                     | 92,370     |   |                                      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                  |                                      |                            |            | △1,302  | △1,302                               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 116,971 | 116,971   | 116,971          | 92,370                               | 92,370                     | 326,314    | △1,302  | △1,302                               |
| 当 期 末 残 高               | 245,639 | 199,439   | 199,439          | 105,353                              | 105,353                    | 550,432    | △1,099  | △1,099                               |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|-------|---------|
| 当 期 首 残 高               | 309   | 224,630 |
| 当 期 変 動 額               |       |         |
| 新 株 の 発 行               |       | 193,457 |
| 新株の発行(新株予<br>約権の行使)     |       | 40,486  |
| 当 期 純 利 益               |       | 92,370  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △186  | △1,488  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △186  | 324,825 |
| 当 期 末 残 高               | 123   | 549,456 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月 30日)

### 【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品及び製品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法（ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |     |
|-----------|-----|
| 建物        | 10年 |
| 車両運搬具     | 5～6 |
| 工具、器具及び備品 | 2～8 |
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 10,256千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類  | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式   | 790                | 1,389,410          | —                  | 1,390,200         |
| A種優先株式 | 157                | —                  | 157                | —                 |
| B種優先株式 | 231                | —                  | 231                | —                 |
| 合計     | 1,178              | 1,389,410          | 388                | 1,390,200         |

(注) 1. 普通株式の株式分割までの増加の内訳は、次のとおりであります。

|   |            |
|---|------------|
| 種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加                      | 388株       |
| 株式分割（1株を1,000株に分割）による増加                     | 1,176,822株 |
| 株式分割後の内訳は、次のとおりであります。                       |            |
| 株式上場にあたり実施した公募増資による増加                       | 110,000株   |
| オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した<br>第三者割当増資による増加 | 40,200株    |
| 新株予約権の権利行使による増加                             | 62,000株    |

2. 種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

2. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

| 新株予約権の目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式数 (株) |         |         |        |
|----------------------|--------------------|---------|---------|--------|
|                      | 当事業年度期首            | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
| 普通株式                 | 103                | 102,897 | 62,000  | 41,000 |

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式数の増加は、平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行ったことによるものであります。

2. 新株予約権の目的となる株式数の減少は、権利行使によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |         |
|--------------|---------|
| 繰延税金資産       |         |
| 減価償却超過額      | 1,591千円 |
| 未払事業税        | 2,017   |
| 貸倒引当金        | 1,692   |
| 賞与引当金        | 664     |
| その他有価証券評価差額金 | 334     |
| その他          | 2,125   |
| 繰延税金資産小計     | 8,426   |
| 評価性引当額       | △2,095  |
| 繰延税金資産合計     | 6,330   |
| 繰延税金負債       |         |
| 繰延税金負債合計     | —       |
| 繰延税金資産の純額    | 6,330   |

### 【金融商品に関する注記】

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価 (千円)  | 差 額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|----------|
| (1) 現金及び預金 | 551,040          | 551,040   | —        |
| (2) 売掛金    | 203,120          | 203,120   | —        |
| (3) 投資有価証券 | 2,538            | 2,538     | —        |
| 資産計        | 756,699          | 756,699   | —        |
| (1) 買掛金    | (778,024)        | (778,024) | —        |
| (2) 未払法人税等 | (41,153)         | (41,153)  | —        |
| (3) 前受金    | (129,767)        | (129,767) | —        |
| (4) 長期借入金  | (26,538)         | (26,576)  | 38       |
| 負債計        | (975,482)        | (975,521) | 38       |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、時価については取引所の価格によっております。

#### 負債

##### (1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種 類       | 会社等の名称又は氏名 | 議決権の所有(被所有)の割合(%) | 関連当事者との関係    | 取引の内容                          | 取 引 金 額 | 科 目 | 期 末 残 高 |
|-----------|------------|-------------------|--------------|--------------------------------|---------|-----|---------|
| 役員及びその近親者 | 時 津 孝 康    | (被所有) 直接 19.56    | 当社代表取締役債務被保証 | 当社が貸借している事業所の賃貸借契約に対する連帯被保証(注) | -       | -   | -       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は、賃借している本社オフィスの賃貸借契約に対して、代表取締役社長時津孝康から連帯保証を受けており、当該連帯保証物件の年間賃借料は、21,571千円であります。また、保証料の支払は行っておりません。

なお、当該連帯被保証は平成28年7月15日に解消しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 395円15銭

1株当たり当期純利益 77円24銭

(注) 当社は、平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株を1,000株に株式分割いたしました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年8月8日

株式会社ホープ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 畑 秀 二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 元 浩 文 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月12日

株式会社ホープ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山本 宣哉 ㊟

監査役（社外監査役） 河上 康洋 ㊟

監査役（社外監査役） 徳臣 啓至 ㊟

以上

株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社が行う事業活動の現状に即し、また、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を修正・追加するほか、表現の均一化及び明確化を行うため変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>（目的）<br/>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。<br/>（1）自治体の財源確保に向けた企画、提案及び運営<br/><u>（2）自治体へのコンサルティング業務</u><br/>（新設）<br/>（3）広告代理店業務<br/>（新設）<br/>（新設）<br/><br/>（4）市場調査、広告、宣伝に関する業務<br/>（5）<u>ホームページ作成に関する業務</u><br/><br/>（新設）<br/>（新設）<br/><br/>（新設）<br/><br/>（6）前各号に附帯する一切の業務</p> | <p>（目的）<br/>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。<br/>（1）自治体の財源確保に向けた企画、提案及び運営<br/><br/>（削除）<br/><u>（2）広告、広報に関する企画及び制作</u><br/>（3）広告代理店業務<br/><u>（4）自治体への営業代行業務</u><br/><u>（5）自治体向けビジネス・プロセス・アウトソーシングの受託業務</u><br/>（6）各種マーケティング業務<br/><u>（7）インターネットウェブサイトの作成に関する業務</u><br/><u>（8）前各号に関するコンサルティング業務</u><br/><u>（9）コンピュータシステムの企画、設計、開発、販売、賃貸、保守及び運用</u><br/><u>（10）コンピュータによる情報処理、情報通信及び情報提供</u><br/><u>（11）前各号に附帯する一切の業務</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第23条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この機関を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第23条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた業務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会は、会日の3日前までに各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>                    | <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>                    |
| <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第45条（条文省略）</p>   | <p>(剰余金の配当等の除斥期間等)</p> <p>第45条（現行どおり）</p>  |

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

住所 福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号

会場名 グランド・ハイアット・福岡

2階 ザ・レッド・ローズ

電話 (092) 282-1234

